

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市案内所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市観光・接伴基本計画」に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内等を行う案内所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 種類

案内所は、総合案内所と受付案内所とする。

3 設置場所

（1）総合案内所

関係機関等と協議の上、主要駅等に設置する。

（2）受付案内所

競技団体等と協議の上、各競技会場に設置する。

4 設置期間

（1）総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

（2）受付案内所

各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

（1）総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。

（2）受付案内所

開会行事又は競技開始1時間前から閉会行事又は競技終了後30分までとする。

（3）日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会は、上記（1）及び（2）について、関係機関・競技団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

6 活動内容

（1）総合案内所

- ア 交通、競技及び観光案内に関すること。
- イ 配布物の管理に関すること。
- ウ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- エ その他各種案内に関すること。

（2）受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び案内に関すること。
- イ 競技案内に関すること。
- ウ 交通、宿舎及び観光の案内に関すること。
- エ 遺失物及び拾得物の取扱業務及び一時保管に関すること。

- オ 迷子等の対応に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

7 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における案内所の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営について必要な事項は、別に定める。